

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成21年10月1日作成)

法令名	北海道地方競馬きゅう舎等管理規則		
根拠条項	第4条		
許認可等の種類	きゅう舎等の使用許可		
法令の定め	<p>第4条</p> <p>第1項 きゅう舎等を使用しようとする調教師は、知事が定める日までに、別記第1号様式のきゅう舎等使用許可申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>第2項 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。</p> <p>第3項 知事は、第1項の申請書を受理したときは、次に掲げる事項を考慮して、きゅう舎等の使用を許可しなければならない。この場合において、使用を許可するきゅう舎の馬房の数は、前条の規定により定められた数を超えることができない。</p> <p>(1) 飼養及び調教を行う馬の数</p> <p>(2) 宿舎に居住することを要する調教師、調教師補佐、騎手、きゅう務員その他馬の飼養及び調教を行うのに必要な者（主としてこれらの者の収入によって生計を維持している者を含む。以下「居住者」と総称する。）の数</p> <p>第4項 第1項の規定によりきゅう舎等の使用を許可する期間は、競馬の実施上必要があると認める期間を超えることができない。</p>		
審査基準	許認可の性質上、個々の申請について、個別具体的な判断をせざるを得ないもので、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため、審査基準は設定しない。		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	日・月	()
処分担当課	農政部競馬事業室（電話番号：011-204-5118（内線：27-138））		
申請先	農政部競馬事業室（電話番号：011-204-5118（内線：27-138））		
問い合わせ先	農政部競馬事業室（電話番号：011-204-5118（内線：27-138））		
備考	<p>(公表アドレス：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kjs/127224.html)</p> <p>(調書作成) 農政部競馬事業室（電話番号：011-204-5118（内線：27-138））</p>		